

## <厚生労働大臣が定める掲示事項>

### ◇入院基本料について

#### ●一般病棟（地域一般入院料3）

当病棟では1日に6人以上の看護職員（看護師、准看護師）が勤務しています。

時間ごとの配置は次のとおりです。

8：30～17：15 → 看護職員1人あたりの受け持ち数は6人以内です。

17：15～ 9：00 → 看護職員1人あたりの受け持ち数は14人以内です。

#### ●療養病棟（療養病棟入院基本料1）

当病棟では1日に8人以上の看護等職員（看護師、准看護師、介護職員）が勤務しています。

時間ごとの配置は次のとおりです。

8：30～17：15 → 看護等職員1人あたりの受け持ち数は8人以内です。

17：15～ 9：00 → 看護等職員1人あたりの受け持ち数は16人以内です。

### ◇入院診療計画、院内感染防止対策、医療安全管理・褥瘡対策・栄養管理の体制、意思決定支援、身体拘束最小化について

入院の際に医師をはじめ関係職員が協同で、患者様に関する診療計画を策定し、7日以内に文書によりお渡しします。

また、厚生労働大臣が定める院内感染防止対策、医療安全管理・褥瘡対策・栄養管理の体制の基準を満たしています。

### ◇意思決定支援について

厚生労働省「人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン」等の内容を踏まえ、適切に意思決定支援に関する指針を定めています。

### ◇身体的拘束最小化の取り組みについて

多職種による身体拘束最小化チームを設置し、緊急等やむを得ない場合を除く、身体的拘束

をしない取り組みを以下のとおり行っています。

- ・病院長や看護部長等が自ら身体的拘束の最小化に取り組むことを職員に発信して周知しています。
- ・身体的拘束の最小化に関する講習会を年2回以上実施し、入職1年後の入院患者に関わる職員が受講することとしています。
- ・身体的拘束最小化チームにより用具の一元化が行われるとともに使用状況に基づく解除の提案等がなされています。
- ・身体的拘束が行われている患者様がいる場合、身体的拘束最小化チームによる巡回が定期的に行われ、病棟職員らとともに解除に向けた具体的検討を行っています。
- ・身体的拘束を行わずにケアするための用具を職員から提案し、それらを積極的に取り入れる仕組みがある。
- ・院内の見やすい場所に原則として身体拘束を行わない方針であること、そのために取り組み、実施率の推移について掲示し、当ホームページにも掲載しています。

#### ◇明細書発行について

医療の透明化や患者様への情報提供推進していく観点から、領収書発行とともに診療報酬算定項目のわかる明細書を無料で発行しています。

公費負担医療等で自己負担のない方にも、明細書を無料で発行しています。

明細書の発行を希望されない場合は、会計窓口にてその旨お申し出ください。

#### ◇電子的診療情報連携体制整備について

- ・オンライン請求を行っています。
- ・算定した診療報酬の区分・項目名称及びその点数字または金額を記した明細書を患者様に無料で交付しています。
- ・オンライン資格確認を行う体制を整備しています。
- ・オンライン資格確認等により取得した診療情報・薬事情報・特定健診情報その他必要な情報を活用して診療を行っています。
- ・医療DX推進体制に関する事項及び情報取得・活用等について院内の見やすい場所に掲示し、当ホームページにも掲載しています。
- ・診療報酬明細書の無料交付について、院内の見やすい場所に掲示し、当ホームページに

も掲載しています。

#### ◇ジェネリック医薬品（後発医薬品）の処方について

後発医薬品の使用促進を図りつつ、医薬品の安定供給に向けた取り組み等を実施しています。

医薬品の供給不足等が生じた場合、状況に応じて患者様へお渡しする医薬品が変更となる可能性があります。当院では適切に対応ができる体制を整備しています。

#### ◇一般名処方について

処方内容は、一般名（成分名）により処方しています。このため保険薬局において銘柄によらず調剤し、柔軟な対応をすることができます。

なお、令和6年10月1日から、患者様が一般名処方から長期収載品（いやゆる先発品）への変更を希望された場合、薬剤費の一部が「選定療養費」の対象となり、ご負担いただく場合があります。

#### ◇食事提供について

- ・食事は医療の一環として提供しており、管理栄養士によって管理された食事を適時・適温で提供しております。
- ・病状に応じ必要な栄養管理、喫食調査等を行いながら食事の質の向上・患者さんへのサービスの改善を行っております。
- ・当院より提供する食事については、医師及び管理栄養士による検食を行っております。
- ・給与栄養目標量について必要に応じ見直しを行っております。
- ・病状等により特別な食事が必要な方については、医師の指示により適切な特別食を提供しております。
- ・食事の提供時間は次のとおりです。

朝食 7：40～ 昼食 12：00～ 夕食 18：00～

#### ◇当院職員以外の方による付添看護について

当院では、患者様の負担による付添看護を行っておりません。

◇室料差額について

1日あたりの個室代	該当する病室
4, 100円	208、210、218、227、231
3, 500円	250
2, 100円	213、215、216、217、220、221、222、223、225

\* 表内価格は税込みです。